

第87回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

静岡県富士市平垣本町8番1号
ホテルグランド富士 2階 孔雀の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 取締役賞与支給の件

目 次

第87回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	14
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告	35

(証券コード 7291)
(発送日) 2025年6月10日
(電子提供措置開始日) 2025年6月6日

株主各位

静岡県富士宮市山宮3507番地15

日本プラスチック株式会社

代表取締役社長 時田 孝志

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.n-plast.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7291/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本プラスチック」または「コード」に当社証券コード「7291」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

受付開始：午前9時

2. 場 所 静岡県富士市平垣本町8番1号

ホテルグランド富士 2階 孔雀の間

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第87期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第87期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 取締役賞与支給の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

○書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時
受付開始：午前9時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分
到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分
入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

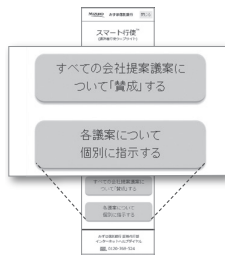
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

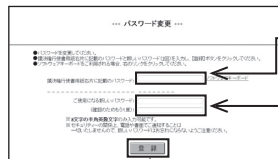
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、収益の向上に努めるとともに、業績及び配当性向等を総合的に勘案して安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭 総額は145,514,198円
なお、中間配当金として1株につき金7円50銭をお支払いしておりますので、
当期の年間配当金は1株につき金15円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における地位及び担当	属 性		
1	とき	た	たか	し	代表取締役社長	再 任		
2	わた	な	かず	ひろ				
3	とよ	た	たけ	し	常務取締役北米事業統括兼ニートン・オート・プロダクツ取締役社長	再 任		
4	うえ	の	まさ	き				
5	は	せ	が	わ	社外取締役	再 任	社 外	独 立
6	はやし		たか	ふみ				
7	さ	とう	り	か	社外取締役	再 任	社 外	独 立
	佐	藤						

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番 号

1

とき た か し
時 田 孝 志

(1969年1月17日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 8 月	当社入社	2020年 6 月	当社執行役員開発本部長兼開発管理部長
2016年 6 月	当社安全開発部長	2022年 6 月	当社取締役開発本部長兼開発管理部長
2018年 1 月	安全開発部長兼先行開発部長	2023年 4 月	当社取締役開発本部長
2019年 6 月	当社執行役員開発本部長兼安全開発部長	2024年 6 月	当社代表取締役社長（現任）

所有する当社の株式数：3,400株

取締役候補者とした理由

時田孝志氏は、入社以来、国内外において設計・開発業務に携わり、2019年6月に執行役員に就任後も設計・開発部門を統括しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者
番 号

2

わた な べ か ず ひ ろ
渡 辺 和 洋

(1960年11月11日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月	当社入社	2018年 6 月	当社取締役中国事業統括兼中山富拉司特工業 有限公司総経理
2008年 6 月	当社経営企画室付部長兼 I R 推進課長	2020年 6 月	当社取締役管理本部長
2014年 6 月	当社業務監査室長	2021年 6 月	当社常務取締役管理本部長兼経理部長
2015年 6 月	中山富拉司特工業有限公司総経理	2022年 4 月	当社常務取締役管理本部長（現任）
2017年 6 月	当社執行役員中国事業統括兼中山富拉司特 工業有限公司総経理		

所有する当社の株式数：5,300株

取締役候補者とした理由

渡辺和洋氏は、経営企画部門、業務監査部門、海外子会社において経営全般に携わった業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者
番号

3

とよ
豊

た
田

たけ
剛

し
志

(1964年12月2日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	当社入社	2019年 4 月	当社執行役員経営企画本部長兼管理本部長
2015年 6 月	当社経営企画室長	2019年 6 月	当社取締役経営企画本部長兼管理本部長兼GCR推進室長
2017年 6 月	当社執行役員経営企画室長	2020年 6 月	当社取締役経営企画本部長兼GCR推進室長
2018年 6 月	当社執行役員管理本部長兼経営企画室長	2021年 6 月	当社取締役経営企画本部長
2018年 9 月	当社執行役員管理本部長兼経営企画室長兼 経理部長	2023年 4 月	当社取締役北米事業統括兼ニートン・オート・プロダクツ取締役社長
		2023年 6 月	当社常務取締役北米事業統括兼ニートン・オート・プロダクツ取締役社長（現任）

所有する当社の株式数：1,900株

取締役候補者とした理由

豊田剛志氏は、購買部門、経理部門、経営企画部門において業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者
番号

4

うえ
上

の
野

まさ
正

き
揮

(1969年8月2日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月	当社入社	2021年 4 月	当社執行役員生産本部長兼生産管理部長
2019年 1 月	当社富士工場長	2022年 6 月	当社取締役生産本部長
2020年 6 月	当社執行役員生産本部長兼富士工場長	2024年 6 月	当社取締役開発本部長（現任）

所有する当社の株式数：2,600株

取締役候補者とした理由

上野正揮氏は、入社以来、国内外において生産部門に携わり、2020年6月に執行役員に就任後も生産部門を統括しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者
番号

5

は せ が わ じ ゅ ん じ
長谷川 淳 治 (1953年10月8日生)

再任 社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4 月	国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社） 入社	2013年10月	株式会社ジュピターテレコム取締役副社長 執行役員経営管理部門長
2006年10月	KDDI株式会社執行役員経営管理本部長	2014年 4 月	KDDI株式会社執行役員常務
2009年 4 月	同社執行役員コンシューマ事業統括本部長	2018年 3 月	退任
2010年 4 月	同社執行役員グループ財務・関連事業本部長	2020年 6 月	当社社外取締役（現任）
2011年10月	同社執行役員コンシューマ事業企画本部長	2020年10月	株式会社ビーエイブル社外取締役（現任）

所有する当社の株式数：－株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長谷川淳治氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は他社においての豊富な企業経営経験と高い見識から、企業経営の豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

候補者
番号

6

は や し た か ふ み
林 高 史 (1966年10月27日生)

再任 社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4 月	公認会計士登録	2016年10月	グラーティアコンサルティンググループ林公認 会計士事務所代表パートナー（現任）
2005年 3 月	林公認会計士事務所開設	2017年 1 月	日本ホスピスホールディングス株式会社社外取 締役（現任）
2006年 7 月	税理士登録	2018年10月	株式会社Kips取締役（現任）
2008年 8 月	大連維利達信息諮詢有限公司開設	2020年 6 月	当社社外取締役（現任）
2016年10月	林公認会計士事務所をグラーティアコンサ ルティンググループへ統合		

所有する当社の株式数：－株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

林高史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に企業会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者
番号

7

佐 藤 り か (1962年8月15日生)

再任 社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月	弁護士登録（東京弁護士会）	2016年 7 月	日本ルーブリゾール株式会社監査役（現任）
1998年12月	ニューヨーク州弁護士登録	2018年 6 月	日本シイエムケイ株式会社社外取締役（現任）
2003年 1 月	あさひ・狛法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）パートナー	2019年 6 月	デクセリアルズ株式会社社外取締役（現任）
2007年 6 月	外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー	2019年 7 月	佐藤&パートナーズ法律事務所代表（現任）
2015年 5 月	デクセリアルズ株式会社社外監査役	2019年11月	司法試験及び司法試験予備試験審査委員（民事訴訟法担当）
2016年 1 月	太田・佐藤法律事務所パートナー	2022年 6 月	当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数：－株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤りか氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、弁護士として法務に精通しており、企業法務・海外法務に関する相当程度の知見を有しており、当該知見を活かして特に企業法務・海外法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長谷川淳治氏及び林高史氏並びに佐藤りか氏は社外取締役候補者であります。
3. 長谷川淳治氏及び林高史氏並びに佐藤りか氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって長谷川淳治氏及び林高史氏は5年、佐藤りか氏は3年となります。
4. 当社は、長谷川淳治氏及び林高史氏並びに佐藤りか氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3名が再任された場合は、当社は引き続き3名を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、長谷川淳治氏及び林高史氏並びに佐藤りか氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3名の再任が承認された場合は、3名との間で当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社のすべての取締役、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。）等をてん補することとしております。なお、役員等賠償責任保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、同内容でこれを更新する予定です。

（ご参考） 取締役および監査役のスキルマトリクス（2025年6月27日 定時株主総会後の予定）

第2号議案を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役および監査役が有する主な専門性や知識・経験・能力等のスキルのうち、当社が特に期待する項目は以下のとおりです。

	氏名	当社における 現在の地位	属性	専門性と経験				
				企業経営	財務・経理	グローバル	研究開発 技術 生産	コンプライ アンス・ ガバナンス
1	時田 孝志	代表取締役社長		○		○	○	
2	渡辺 和洋	常務取締役		○	○	○		○
3	豊田 剛志	常務取締役		○	○	○		○
4	上野 正揮	取締役				○	○	
5	長谷川淳治	社外取締役	【社外】 【独立】	○	○			
6	林 高史	社外取締役	【社外】 【独立】		○	○		
7	佐藤 りか	社外取締役	【社外】 【独立】			○		○
8	森 昭彦	常勤監査役		○	○	○		○
9	伊東 弘美	社外監査役	【社外】 【独立】	○	○			
10	松田 徹也	社外監査役	【社外】 【独立】		○			

【社外】社外役員 【独立】独立役員

（注）上記の一覧表については、専門性や知識・経験・能力等の発揮が期待できるスキルを表示しており、各自の有するすべてのスキルを表すものではありません。

第 3 号議案

取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役 4 名に対し、企業本来の営業活動の成果を反映する連結営業利益、経営環境及び社員への賞与支払額等を総合的に勘案し、取締役賞与を総額30,800千円支給することといたしたいと存じます。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は事業報告24ページに記載のとおりであります。

以 上

事業報告 (2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、中国では自動車市場のニーズが大きく変化していることや地政学的リスクの高まりによる不安定な世界情勢等の懸念は残存し、引き続き不透明な状況にあります。

このような状況の中、当連結会計年度における売上高は、為替換算による増収影響、販売価格転嫁の進展等はあるものの、得意先の減産影響等により前期比2.9%減の120,591百万円となりました。損益面では、日本における販売価格転嫁の進展及び諸経費の抑制、東南アジアの車種構成差等による良化要因を北米・中国での減収影響等で相殺し、営業利益は、前期比1.4%減の2,772百万円となりました。経常利益は、前期比31.3%減の2,006百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失の計上等により前期比97.7%減の56百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、総額4,142百万円の設備投資を実施いたしました。

主なものは、新規受注対応のための設備投資及びモデルチェンジに対応した金型投資等の取得であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

2024年3月期からの第6次中期経営計画では、前中期経営計画期間において新型コロナウイルス、半導体供給不足、ロシア・ウクライナ情勢に起因する世界的混乱等、さまざまな外的要因の影響により経営目標の多くが未達となる等、苦戦した結果を受け、そのような状況から脱却するため以下の目標を掲げ、取り組みを推進しております。

① 第6次中期経営計画

当社が身を置く自動車業界では、大きな変革期を迎え、利益創造構造の変化と、同業種に加え異業種からの参入による競争の激化が進み、さらに受注環境は厳しさを増しております。また、新型コロナウイルスや半導体供給不足等の外的要因による影響は緩和したものの、中国市場の構造変化による日系自動車メーカーの販売台数減少、米国新政権の関税政策による市場の不確実性増大等、新たな課題も発生しており、2026年3月期も引き続き困難な経営環境が継続することが予想されます。

そのような中でも、安定して利益を生み成長できる企業体質の構築を目指すという第6次中期経営計画の基本方針に基づき、経営基盤の強化に引き続き力を入れて取り組んでまいります。

第6次中期経営計画 経営方針

a. 基本方針

効率化推進・成長投資を通じて経営基盤（人財・技術・財務）を強化し、企業価値の最大化をはかる。

b. 経営目標

管理項目	目標値
品質	ゼロディフェクトのやり切り
収益	営業利益率3%
S D G s	CO ₂ /廃材排出量削減

c. スローガン

B u i l d－U p

d. 重点施策

・品質保証体制・体質の強化

ゼロディフェクト品質の追求に向け、品質保証制度の厳格化・人に頼らない品質保証の強化等、体制・体質の両面での品質保証強化に取り組みます。

・技術開発力の強化

自動化技術を始めとした新技術の開発、CASE時代に対応する次世代商品の開発、コア技術を活用した新事業の推進等に向け、成長投資を通じてリソースを拡充し開発力の強化を目指します。

・収益体質の強化

製造ラインの自動化・省人化による生産ロスの削減、原価企画活動の強化による利益率の向上、有利子負債の削減等の活動を通じて、困難な状況下であっても確実に利益を確保できる体質への変革を目指します。

・人的資本の強化

多様な人材が高い意欲をもって働くことのできる労働環境の構築を目的として、従業員エンゲージメントの強化に取り組みます。

・社会的責任の追求

人命を守る事業を扱う企業として、また樹脂事業に携わる企業として、S D G sの目標達成に向け当社が取り組むべき課題を積極的に検討し、2030年の社会貢献領域での事業化を目指します。

② 主要な事業の経営環境、経営戦略及び対処すべき課題

・安全部品部門

現在の自動車業界は、2極化の局面がさらに強まってきています。都市化が進む先進国ではぶつからない車、人が運転しない車、クリーンでエコな車が求められ、C A S E に代表される次世代自動車の開発が加速度的に進んでいます。これに対し当社は、高度化する安全法規対応に加え、加速する“つながる車（コネクテッド）”化を受け、アラーム機能やセンシング機能を充実させ、外部からの情報を的確に“車から人へ”伝え、運転手の意思・判断を確実に“人から車へ”伝える情報伝達（H M I）デバイスとして、ハンドル、ドライバーエアバッグを中心に機能拡充をはかり、当社製品の必要性及び重要性及び発展性を最大化した魅力ある商品を提案し続けます。一方、市場拡大が期待されるアセアン・アフリカ諸国等の新興国では、インフラ上の問題から従来型自動車の需要が大半を占め、高度化よりも廉価化が求められています。これに対し共通化、シンプル化を追求し、安全・安心を確保しつつ、リーズナブルで受け入れられやすい部品（価格）を提案し、自動車市場拡大に寄与していきます。

・樹脂部品部門

自動車に対する要求は、単なる移動手段から、移動する居住空間へと大きく変化しています。ユーザーが求めるクオリティをいかに実現していくか、ニーズの変化をいち早くとらえタイムリーに提供していくか、更には市場のトレンドから次に来るニーズを予測し、新たなウェーブを作り出していくかを求められています。これに対し当社は、視覚、聴覚、嗅覚、触覚に対し、人間が感じる“快適”を当社の独自技術で数値化し、保有するあらゆる技術（樹脂成型技術、マグネシウム鑄造・アルミニウム鑄造技術、塗装技術、加飾技術、組み立て技術等）により、これを具現化していきます。

また、両事業領域の融合により“安全で快適な居住空間”を提供し続けます。

③ 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

当社は資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、ROE向上と株主資本コスト低減に取り組んでいきます。ROEについては、第6～7次中期経営計画の経営目標達成に向けた取り組みによりROE向上を目指します。また、2026年3月期より配当基本方針を、「業績等を勘案し、連結配当性向30%（年間配当金の下限値10円）を目安として、安定的な配当を継続して行う」に変更し、株主還元を強化していきます。加えて、SDGsの経営目標達成に向けた取り組み、情報開示・IR活動の強化にも取り組んでいきます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 84 期 2022年 3 月期	第 85 期 2023年 3 月期	第 86 期 2024年 3 月期	第 87 期 (当連結会計年度) 2025年 3 月期
売 上 高 (百万円)	86,504	103,359	124,255	120,591
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	△722	△966	2,811	2,772
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△289	△749	2,920	2,006
親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純利益又は親 会社株主に帰属する当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△8,018	△3,602	2,478	56
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損 失 (△) (円)	△419.41	△188.35	129.75	2.97
総 資 産 (百万円)	79,536	81,450	81,934	83,707
純 資 産 (百万円)	27,377	26,219	31,057	34,538
1 株当たり純資産 (円)	1,432.03	1,370.54	1,640.38	1,824.28

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ニートン・オート・プロダクツ	千米ドル 35,650	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストメヒカーナ	千メキシコペソ 424,623	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストインドネシア	百万ルピア 14,632	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニートン・ローム	千米ドル 27,000	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
中山富拉司特工業有限公司	千元 150,464	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストタイランド	千タイバーツ 400,000	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンマグネシオ	千メキシコペソ 67,831	% 100.0 (90.0)	自動車部品の製造販売
武漢富拉司特汽车零部件有限公司	千元 57,915	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニートン・オート・メヒカーナ	千メキシコペソ 202,905	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
ニホンプラストメヒカーナ・ テマスカルシンゴ	千メキシコペソ 3,859	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
ニホンプラストベトナム	千米ドル 19,000	% 100.0	自動車部品の製造販売
エヌピーサービス株式会社	千円 35,000	% 100.0	事務処理に関する請負業務

(注) 当社の議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で表示しております。

③ 企業結合の経過

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

自動車 事業	安全 部品	ハ ン ド ル	革巻ハンドル、木目ハンドル、ウレタンハンドル
		エ ア バ ッ グ	運転席エアバッグ、アシストエアバッグ、サイドエアバッグ、カー テンエアバッグ、ニーエアバッグ
	樹 脂 部 品		空調部品、インスト部品、トリム部品、車体部品、エンジン駆動部品、 その他部品
そ の 他 事 業			ゲーム機、その他

(8) 主要な拠点（2025年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	静岡県富士宮市
テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	静岡県富士宮市
富 士 工 場	静岡県富士宮市、静岡県富士市
伊 勢 崎 工 場	群馬県伊勢崎市
九 州 工 場	福岡県築上郡上毛町
厚 木 営 業 所	神奈川県厚木市
栃 木 営 業 所	栃木県宇都宮市

② 国内子会社

名 称	所 在 地
エヌピーサービス株式会社	静岡県富士宮市

③ 海外子会社

名 称	所 在 地
ニートン・オート・プロダクツ	アメリカ合衆国オハイオ州
ニ ー ト ン ・ ロ ー ム	アメリカ合衆国ジョージア州
ニ ホ ン プ ラ ス ト メ ヒ カ ー ナ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニ ホ ン マ グ ネ シ オ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニートン・オート・メヒカーナ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニ ホ ン プ ラ ス ト メ ヒ カ ー ナ ・ テ マ ス カ ル シ ン ゴ	メキシコ合衆国メキシコ州
ニ ホ ン プ ラ ス ト イ ン ド ネ シ ア	インドネシア共和国西ジャワ州
中 山 富 拉 司 特 工 業 有 限 公 司	中華人民共和国広東省
武 漢 富 拉 司 特 汽 車 零 部 件 有 限 公 司	中華人民共和国湖北省
ニ ホ ン プ ラ ス ト タ イ ラ ン ド	タイ王国ラヨン県
ニ ホ ン プ ラ ス ト ベ ト ナ ム	ベトナム社会主義共和国ビンフック省

(9) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
5,736名	376名減

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
981 (530) 名	24名減 (8名減)	40.3歳	15.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,772
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,224
株 式 会 社 静 岡 銀 行	2,138
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,109
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	452

(注) 当社グループの主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 42,400,000株
(2) 発行済株式の総数 19,410,000株（自己株式8,107株を含む）
(3) 株主数 11,164名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
東京中小企業投資育成株式会社	1,429,000	7.36
広瀬 信	1,298,000	6.69
株式会社ダイセル	1,000,000	5.15
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	626,900	3.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	482,700	2.48
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	443,900	2.28
B B H C O F O R A R C U S J A P A N V A L U E F U N D	423,500	2.18
伊藤忠プラスチック株式会社	317,200	1.63
第一生命保険株式会社	310,000	1.59
株式会社みずほ銀行	309,000	1.59

(注) 1. 持株比率は自己株式（8,107株）を控除して計算しております。

2. 持株比率の算定にあたり、発行済株式から除外した自己株式には、株式給付信託（B B T）制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式443,900株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	時田孝志	
常務取締役	渡辺和洋	管理本部長
常務取締役	豊田剛志	北米事業統括兼ニートン・オート・プロダクツ取締役社長
取締役	上野正揮	開発本部長
取締役	長谷川淳治	株式会社ビーエイブル社外取締役
取締役	林高史	グラティアコンサルティンググループ林公認会計士事務所代表パートナー 日本ホスピスホールディングス株式会社社外取締役 株式会社Kips取締役
取締役	佐藤りか	日本ルーブリゾール株式会社監査役 日本シイエムケイ株式会社社外取締役 デクセリアルズ株式会社社外取締役 佐藤&パートナーズ法律事務所代表
常勤監査役	森昭彦	
監査役	伊東弘美	ユーピーアール株式会社社外監査役
監査役	松田徹也	ユーシーカード株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役長谷川淳治氏及び林高史氏並びに佐藤りか氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森昭彦氏は、当社海外子会社取締役社長として企業経営の経験があり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役伊東弘美氏及び松田徹也氏の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役伊東弘美氏及び松田徹也氏の両氏は、金融機関における長年の経験があり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当社では、取締役会の監督機能と執行機能の分離による意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を目的として執行役員制度を導入しております。当事業年度の末日(2025年3月31日)現在の執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	石 川 智 張	営 業 本 部 長
常 務 執 行 役 員	錦 織 和 彦	調 達 本 部 長 兼 調 達 部 長
執 行 役 員	鈴 木 計 克	品 質 本 部 長 兼 品 質 保 証 部 長
執 行 役 員	青 木 智 彦	経 営 企 画 本 部 長 兼 経 営 企 画 室 長
執 行 役 員	清 弘 正 敏	生 産 本 部 長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表者訴訟等により、被保険者が負担する事となった争訟費用及び損害賠償金等をてん補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、取締役として求められる役割を踏まえつつ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブとしての賞与、中長期インセンティブとしての株式信託型報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

2) 基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の役位ごとにあらかじめ定めた基本報酬額の範囲内において、役位、職責、在任年数、常勤・非常勤の別、過去の経歴・経験等に応じて他社水準、当社の業績、社員の給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

3) 賞与（短期インセンティブ）に関する方針

取締役の賞与総額は、企業本来の営業活動の成果を反映する連結営業利益、経営環境及び社員への賞与支払額等を総合的に勘案し、株主総会の決議により定めております。

各取締役の賞与額は、各取締役の基本報酬（年間）の30%を目安に決定し、毎年一定の時期に支給しております。

4) 非金銭報酬等に関する方針

株式給付信託型報酬（中長期型インセンティブ）

株式給付信託型報酬は、株式給付信託を利用し、当社株式を給付する制度であり、取締役の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値拡大への貢献意識を高めることを目的としております。

各取締役の株式給付数は、各取締役の基本報酬（月額）、役位、職責に応じて、株価水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。

5) 報酬等の割合に関する方針

固定報酬、金銭報酬等、種類ごとの報酬割合の決定方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、各種別の報酬等の比率が以下レンジの範囲内に収まるよう取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

基 本 報 酬	賞 与	株 式 給 付 信 託 型 報 酬
60%～70%	15%～25%	10%～20%

6) 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき委任された代表取締役社長時田孝志がその具体的内容について決定するものとし、その権限の内容は、基本報酬の額及び賞与額、株式給付信託報酬額（個人別の付与ポイント数）としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や各取締役の貢献度等を俯瞰する代表取締役社長が最も適しているからであります。

なお、当社は、経営の客観性と透明性の確保に資することを目的に取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会の設置を2023年12月21日開催の取締役会において決議しております。

当事業年度の取締役賞与総額および個人別賞与額については、指名・報酬委員会にて十分審議・検討を行った上で決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	153 (16)	127 (16)	30 (一)	△4 (一)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	29 (10)	29 (10)	— (一)	— (一)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	183 (27)	156 (27)	30 (一)	△4 (一)	13 (6)

- (注) 1. 上記には、2024年6月27日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第70回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第82回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式給付信託型報酬制度を導入し、株式報酬の額として3事業年度で150百万円を上限として決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第68回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は3名）です。
4. 当社は、2020年6月26日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。当事業年度末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額の残高は、546百万円となっております。なお、上記の金額には、当社の定める一定の基準に従った相当額の範囲内の功労加算金49百万円が含まれております。
5. 上記の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）に対する株式給付信託型報酬に係る当事業年度における役員株式給付引当金繰入額△4百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 1) 当社と取締役長谷川淳治氏の兼職先である株式会社ビーエイブルとの間には特別の関係はありません。
- 2) 当社と取締役林高史氏の兼職先であるグラーティアコンサルティンググループ林公認会計士事務所、日本ホスピスホールディングス株式会社、株式会社Kipsとの間には特別の関係はありません。
- 3) 当社と取締役佐藤りか氏の兼職先である日本ルーブリゾール株式会社、日本シイエムケイ株式会社、デクセリアルズ株式会社、佐藤＆パートナーズ法律事務所との間には特別の関係はありません。
- 4) 当社と監査役伊東弘美氏の兼職先であるユーピーアール株式会社との間には特別の関係はありません。
- 5) 当社と監査役松田徹也氏の兼職先であるユーシーカード株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会と監査役会の出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	取 締 役 会 出 席 状 況	監 査 役 会 出 席 状 況	発 言 状 況
取 締 役	長谷川淳治	20回中20回 (100%)	—	他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	林 高 史	20回中20回 (100%)	—	公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	佐 藤 り か	20回中20回 (100%)	—	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	伊 東 弘 美	20回中20回 (100%)	20回中20回 (100%)	長年にわたる金融機関での経験から、意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
	松 田 徹 也	15回中15回 (100%)	15回中15回 (100%)	長年にわたる金融機関での経験から、意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 監査役松田徹也氏は、2024年6月27日開催の第86回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は15回、監査役会の開催回数は15回であります。

2) 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	長谷川淳治	社外取締役に就任以降、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	林 高 史	社外取締役に就任以降、公認会計士、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	佐 藤 り か	社外取締役に就任以降、弁護士として豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と職務執行の監督等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

会計監査人

有限責任 あずさ監査法人（2007年6月28日就任）

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 43百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 43百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

① 会社法第340条第1項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由等に該当したとき。

② 当社の監査に起因する会社法、公認会計士法、等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けたとき。

③ 当社の監査に起因する会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力等から監査を遂行するに不十分と判断したとき。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 重要な子会社の監査の状況

ニートン・オート・プロダクツ、ニホンプラスメヒカーナ、ニホンプラスインドネシア、ニートン・ローム、中山富拉司特工業有限公司、ニホンプラスタイランド、ニホンマグネシオ、武漢富拉司特汽車零部件有限公司、ニートン・オート・メヒカーナ、ニホンプラスベトナムは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、収益の向上に努めるとともに、業績及び配当性向等を総合的に勘案して安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	48,015	流動負債	39,237
現金及び預金	14,943	支払手形及び買掛金	10,764
電子記録債権	1,071	短期借入金	16,448
売掛金	13,479	1年内返済予定の長期借入金	2,709
製品	1,857	リース債務	113
仕掛品	1,051	未払法人税等	191
原材料及び貯蔵品	12,828	契約負債	39
その他の他	2,788	未払費用	2,786
貸倒引当金	△3	賞与引当金	1,417
固定資産	35,692	役員賞与引当金	30
有形固定資産	29,719	製品保証引当金	2,031
建物及び構築物	9,525	その他の他	2,705
機械装置及び運搬具	10,183	固定負債	9,932
工具、器具及び備品	3,400	長期借入金	5,299
土地	3,596	リース債務	182
リース資産	74	繰延税金負債	1,660
建設仮勘定	1,548	退職給付に係る負債	1,857
その他の他	1,390	役員株式給付引当金	150
無形固定資産	355	製品保証引当金	81
ソフトウェア	353	その他の他	700
その他の他	2	負債合計	49,169
投資その他の資産	5,617	純資産の部	
投資有価証券	3,510	株主資本	26,765
繰延税金資産	99	資本金	3,206
その他の他	2,351	資本剰余金	5,213
貸倒引当金	△344	利益剰余金	18,579
資産合計	83,707	自己株式	△234
		その他の包括利益累計額	7,773
		その他有価証券評価差額金	1,659
		為替換算調整勘定	5,635
		退職給付に係る調整累計額	478
		純資産合計	34,538
		負債純資産合計	83,707

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		120,591
売上原価		108,325
売上総利益		12,265
販売費及び一般管理費		9,493
営業利益		2,772
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	244	
投資不動産賃貸料	65	
その他の	117	428
営業外費用		
支払利息	943	
為替差損	160	
その他の	89	1,193
経常利益		2,006
特別損失		
減損損失	1,607	1,607
税金等調整前当期純利益		399
法人税、住民税及び事業税	672	
法人税等調整額	△329	342
当期純利益		56
親会社株主に帰属する当期純利益		56

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流 動 資 産	19,812		流 動 負 債	15,734	
現金及び預金	3,560		電子記録債権	1,588	
電 子 記 録 債 権	1,071		短期借入金	4,714	
売掛金	5,662		短期返済予定の長期借入金	1,701	
仕掛品	314		リース負債	2,171	
原材料及び貯蔵品	294		未払金	43	
前払費用	5,266		未払法人税等	399	
前払収入金	1,259		前払法 人 税	929	
その他の当座金	38		賞与引当金	85	
倒引当金	2,321		役員賞与引当金	1	
固定資産	25		役員賞与引当金	54	
有形固定資産	△3		役員賞与引当金	1,357	
建物	6,191		役員賞与引当金	30	
構築物	603		役員賞与引当金	1,951	
機械及び装置	53		役員賞与引当金	694	
車両運搬具	1,228		役員賞与引当金	10	
工具、器具及び備品	8		役員賞与引当金	11,786	
土地	797		長期借入金	4,824	
建物	2,619		長期借入金	4,000	
建設仮勘定	74		リース負債	83	
無形固定資産	806		退職給付引当金	2,019	
ソフトウェア	145		退職給付引当金	150	
その他の資産	1		退職給付引当金	173	
投資その他の資産	18,661		退職給付引当金	535	
投資有価証券	3,491		負債合計	27,521	
関係会社株式	8,724		純 資 産 の 部		
関係会社出資金	3		株 主 資 本	15,631	
関係会社長期貸付金	2,698		資本剰余金	3,206	
差入保証金	3,430		資本剰余金	5,213	
破産更生債権等	38		資本剰余金	802	
倒引当金	336		資本剰余金	4,411	
	282		資本剰余金	7,430	
	△344		資本剰余金	7,430	
資産合計	44,812		資本剰余金	69	
			資本剰余金	107	
			資本剰余金	7,254	
			資本剰余金	△219	
			資本剰余金	1,659	
			資本剰余金	1,659	
			資本剰余金	17,291	
			負債純資産合計	44,812	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		50,568
売上原価		45,340
売上総利益		5,227
販売費及び一般管理費		3,536
営業利益		1,690
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,278	
その他の	137	2,416
営業外費用		
支払利息	76	
為替差損	98	
固定資産除却損	4	
租税公課	12	
売上債権売却損	19	
その他の	6	217
経常利益		3,889
税引前当期純利益		3,889
法人税、住民税及び事業税	414	
法人税等調整額	△137	276
当期純利益		3,612

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

日本プラスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬 渕 宣 考
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本プラスト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

日本プラスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	木	豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	馬	淵	宣考

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本プラスト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ガバナンスの構築及び維持に関しては社内の「内部通報制度」及び社外の「外部通報制度」を通じて執行側から齎された懸案に関し、独立した立場から調査方法や処分等に対して積極的に意見し、弁護士等との協議を通じて求められるガバナンスを維持すべく活動しております。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、昨年度同様に会計監査人が期中に監査上注意を払った事項に付いてコミュニケーションを取りました。これらの事項は特別な検討を必要とするリスクや、見積りの不確実性が高い領域を含みます。

会計監査人が特に注意を払った監査上の主要な検討事項である営業利益悪化拠点の「減損判定」や「繰延税金資産の回収可能性」に関する判断の妥当性に関しては、会計上の見積りを行うに当たって用いられた主要な監査上の対応に付いて事前に詳細な説明を受けると共に意見交換を行い合意に至っております。また、会計士協会の新たな倫理規則に則り会計監査会社が当社のグループ企業に対して実施する「非保証業務の提供」に関し、事前に「包括合意書」を結び監査役会として会計監査の独立性に影響が無い事を判断し認可しております。

なお、監査役会は期末に監査役監査活動に付いての実効性評価を行い、結果を次期の監査方針及び監査計画に反映させております。

以上の方法に基づき、監査役会として当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

日本プラスチック株式会社 監査役会

常勤監査役 森 昭彦 ㊟

社外監査役 伊 東 弘 美 ㊟

社外監査役 松 田 徹 也 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県富士市平垣本町 8 番 1 号
ホテルグランド富士 2 階 孔雀の間
電話 (0545) 61-0360 (代表)



(交通のご案内)

- ・ J R 東海富士駅下車徒歩約 7 分
- ・ J R 東海新幹線新富士駅下車
富士急行バス乗りかえ 1 番乗場富士駅行
富士駅南口バス停下車徒歩約 7 分
- ・ 東名高速 / 富士インターより車で約 15 分
- ・ 新東名高速 / 新富士インターより車で約 20 分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。